

# 関東軍の内蒙工作と 大蒙公司の設立

森 久男

## はじめに

関東軍の初期内蒙工作は、一九三三年初春の熱河作戦を契機として開始され、チャハル省・ドロン県に設立された察東特別自治区を工作拠点として、満州国と中華民国との隣接国境地域に緩衝地帯の設定をめざしていた。一九三三、一九三四年の内蒙工作方針は、平和的な経済・文化工作を基調とし、その担当機関として善隣協会と蒙古貿易会社の設立を予定していた。一九三五年に関東軍は急進的な内蒙工作方針を採用し、六月の土肥原・秦徳純協定の締結後、察北全体に影響力を広げて、一九三六年一月にチャハル盟公署を設立し、二月に蒙古軍総司令部、五月に蒙古軍政府

を樹立した。

本稿の課題は、関東軍が実施したチャハル経済工作の特質を、一九三五年八月における大蒙公司の成立前後の事情に焦点を合わせて説明することにある。この点を明らかにするため、関東軍のチャハル工作の全体像を概観してのち、関東軍の内蒙経済施策を具体化する過程で起案された蒙古貿易会社の各種の設立計画、および大倉組の出資によつて大蒙公司が設立されるにいたつた経緯を考察し、さらに察東事変・綏遠事件の中で大蒙公司が果たした役割、およびチャハル盟公署管内における大蒙公司の初期の事業成績について考察する。

# 一 関東軍のチャハル工作

## (一) 察東特別自治区の成立

一九三三年初春、熱河作戦が開始され、関東軍は三月二日に赤峰を、四日に承德を占領した。関東軍に帰順した東北軍騎兵第十七旅（李守信軍）は、満州国軍に改編されなかつたが、承德特務機関長松室孝良大佐は同部隊を謀略部隊として残し、李守信を興安遊撃師司令に発令した。五月初旬、興安遊撃師はドロンに到着し、月末に劉桂堂軍をドロン市街から張家口方面に追い払つた。

熱河作戦の際、ドロン県は東北軍の退却路になつて、敗残兵による略奪を受け、とくに劉桂堂軍の略奪によつて市街は徹底的に疲弊した。六月一日、ドロン特務機関（機関長浅田彌五郎少佐）が開設され、李守信軍に対する俸給の支給が始まるや、隠匿物資は商店に巡回するようになり、人心は安定した。二一日、ドロン維持会は特務機関で県下諸機関の代表会議を開いた。東北軍敗残兵の略奪によつて辛酸を嘗めた各代表は、満州国への併合、農村の疲弊の救済、交通路の修復、保衛団の復旧等を浅田機関長を通じて満州国に請願した。

七月一日、馮玉祥のチャハル民衆抗日同盟軍がドロンを占領したが、八月二三日に興安遊撃師は同地を奪還し

た。ドロンには察東特別自治区（行政長官李守信）が置かれ、中華民国にも満州国にも属さない特殊行政地域となつた。興安遊撃師は察東警備軍（司令李守信）と改称し、ドロン機関長は浅田少佐から穴浦直徳大尉に交代した。

察東特別自治区は満州国の影響下にあり、ドロン県は満州国に準じた県政を布いて、参事官安斎金治が県政を指導した。ドロンには満州国の諸機関が進出し、赤峰塩務局・承德税関・満州郵政局・満州電信電話会社・満鉄・国際運輸会社・満州中央銀行が、出張所・支店等の現地出先機関を置いた。

ドロン県公署は、総務科・内務科・財務科・警務科の四処と承審処・監獄処の二処からなり、毎週水曜日に特務機関・自治区長官公署の要員が列席して、県政会議が開かれた。各科長は事前に議案の稟議書を提出し、県長・参事官が検閲してのち、必要なものを会議で討議し、会議録は各科・処に送られた。また、特務機関・長官公署は特別事項について臨時会議を開くことができた。

ドロン県の人口は、一九二三年（七万二二〇〇人）から一九三三年（一万四六〇人）に急減し、一九三五年の戸数は七六〇〇戸、総人口は三万一六〇〇人（男二万五〇〇人、女一万一〇〇〇人）である。ドロンに住む日本人は、一九三五年四月以前は三十人足らずであつたが、四月に特設隊が到着して百名余にふえ、さらに役人・会社駐在員・

芸妓が流入し、年末には百五十数人になった。<sup>(3)</sup>

## (二) ドロン県の経済復興問題

一九三三年八月にドロンを奪還した際、李守信軍の約四六〇〇人の兵員が入城したが、ドロン県の乏しい財源では察東警備軍の軍費を十分に賄うことができなかつた。一九三四年五月、察東警備軍は部隊を改編して兵員数を三五〇〇人に裁兵した。察東警備軍の軍費は月約五万円で、特別収入二万五千元のほかは、ドロン県の税収で賄つた。のうち、内蒙工作が本格化する中で察東警備軍が増強され、一九三五年七月以降、満州国軍政部が軍費を負担した。<sup>(4)</sup>

一九三四年四月八日、植山英武少佐が第三代ドロン機関長に就任した。同月、関東軍は現役将校を隊長として現地除隊兵五三名で編成された特設隊をドロンに派遣し、満州国軍政部の下永憲次中佐を責任者として顧問部が開設された。のち、特務機関は察東警備軍の軍事指導を顧問部に委ねて政治指導に専念した。八月一日、浅海喜久雄少佐が第四代機関長に就任した。<sup>(5)</sup>

ドロン経済を支配していたのは張家口方面からやつてきた山西・河北両省出身者で、とくに山西商人が大きな実力を保持した。旅蒙商はドロンを拠点として蒙古草原で牧畜民に食糧・日用品を供給し、その見返りとして皮革・羊毛・「牲畜」(活羊)を外部に移出した。工業は皮革加工・

仏具製造が中心で、ラマ廟(東廟・西廟)の没落により仏具の販路が縮小した。農業は寒冷な気候のため、小麦・燕麦・蕎麦・馬鈴薯が耕作されたが、おもに自給用で小規模であつた。漢族が人口の多数を占めたが、回族が牛馬商・牛羊肉店・ラクダ輸送で勢力をもつていた。

外蒙貿易の最盛期、中国・交通・興業三銀行がドロン支店を置いていたが、一九二二年に中国・交通両銀行が支店を閉鎖し、興業銀行ドロン支店は規模が小さく、ドロン商會が商票を発行して金融の必要を満たした。満州事変後、相次ぐ戦乱により有力な商民は張家口・平津方面に避難し、商票は発行責任者が逃亡して流通を停止した。一九三三年一月、ドロン商會の有志商人からなる臨時維持会はドロン商會を再建した。翌年七月、ドロン特務機関は満州中央銀行と折衝し、満州国幣の一割の相場場で商票を回収した。<sup>(6)</sup>

ドロンは皮革・羊毛は張家口を経由して天津から国外へ輸送されたが、李守信軍のドロン占領後、張家口との取引は一時途絶した。ドロンは満州国と取引を維持したが、ドロンと満州国との間は険しい山岳地帯で、赤峰・承德との交通はきわめて不便であつた。とくに、ドロン・圍場間の難所で、満州国国道建設局は両地間の国道建設を開始した。

満州国は関税面でドロン県を優遇した。一九三三年七

月、ドロン県は承德税関と協定を結び、「蒙古産貨物にして多倫通過証を有するものに対しては古北口分関はその輸出税を免除」した。この措置の恩恵を受けるのは牲畜捐で、これは古北口から平津方面に移出する羊に課される関税である。一九三四年七月、満州国赤峰塩務支署は察東特別自治区と「多倫塩搬入に関する仮協定」を締結して、熱河に移出する蒙塩に科せられる蒙塩税の一部を自治区行政長官公署が先取することを認めている。

相次ぐ戦火と軍隊による略奪によってドロン県の商業は極度に疲弊し、大商人が張家口・平津方面に避難したので、租税収入は急減した。一九三四年七月～一月の期間中、察東特別自治区の税収総額（一〇万七二二五元）の内訳は、田賦（八五元）、禁煙特税（八四五五元）、消費税（八万六六〇三元）、憑証税（三七三九元）、所得税（八三四三元）である。ドロン県の税収総額（六万五二三〇元）の内訳は、土地家屋税（四九六七元）、營業税（九一九九元）、營業用物捐（三二〇四元）、牲畜捐（一万九五三〇元）、雑捐（二万三四六九元）、雑収入（三六〇一元）、司法収入（二二九〇元）である。察東特別自治区（ドロン県）の主要財源は、消費税（おもに蒙塩税）と牲畜捐であった。

一九三五年前半期の自治区・県の歳入決算は一二万二七三九元、歳出決算は一二万三六九五元である。歳出決算の

内訳は、經常部（四万三六二五元）、臨時部（七五六九元）、クラブ支出（九五九八元）、長官府弁公費（六万二九〇三元）である。ちなみに、クラブは合法的な賭博場（阿片窟を兼営）で、その収入は一万三六七五元である。

ドロン特務機関は、察東特別自治区の不足する財源を涵養するため、ドロン県の経済復興計画を立案して、満州国との経済関係を緊密にしようとした。すなわち、大商人を呼び戻してドロン県経済を復興させ、張家口を経由する蒙古貿易ルートを、満州国經由に転換しようとしたのである。

### （三）蒙古軍政府（チャハル盟公署）の成立

一九三五年初頭、関東軍は華北分離工作・内蒙工作を積極化させ、六月一〇日に梅津・何応欽協定が、二七日に土肥原・秦徳純協定が締結された。西部内蒙古を「中国から独立」させるため、関東軍は察北の特務機関網を拡充した。土肥原・秦徳純協定に基づいて、宋哲元軍の外長城線からの移駐が決定した。八月五日、張家口で松井・張允榮協定が調印され、中国保安隊と蒙古保安隊が共同で察北の治安維持に当たることとなった。

土肥原・秦徳純協定の保安隊条項の履行を口実として、関東軍は察東事変を引き起こした。二月七日、察東警備軍は作戦を開始し、一二日までに宝昌・沽源を占領した。

一八日、冀察政務委員会が成立した。土肥原少将は察北六県に蒙古保安隊を入れるよう中国側に要求し、秦徳純との間で交渉が纏まって、月末に察東警備軍は察北六県を接收した。<sup>(1)</sup>

察東警備軍が察北六県へ進駐するや、関東軍は徳王・李守信・チョトバジャブの三者を糾合して独立政権の樹立を目指した。一九三六年一月二二日、張北特務機関（機関長田中久中佐）の指導下で、張北においてチャハル盟公署（盟長チョトバジャブ）が成立した。同公署の管轄区域は、漢族居住地域がドロン・宝源（宝昌と沽源を合併）・崇礼・張北・商都・康保・尚義・徳化の八県、蒙古族居住地域が正藍旗・正白旗・廂白旗・廂黃旗・明安牧群・商都牧群・左翼牧群・右旗牧群で、盟公署の財政基盤は漢人地帯にあった。

チャハル盟公署の成立時、察北には近代的经济組織が欠如しており、満州国の政府機関・民間団体がその不足を補った。行政機構を内面指導し、実務を担当した日系顧問は、満州国の旧官吏・旧警察官、関東軍の現地除隊者が多数を占めた。チャハル盟公署は成立したが、一地方政権にすぎないので、所属の旗・県を管轄するに止まり、他盟に命令を下して軍隊を拡充できなかった。

二月一〇日、徳王は各盟旗の統一指揮機構を設立するため、西スニト王府で蒙古軍総司令部の設立大会を開催し

た。蒙古軍総司令部の設立後、兵士の募集と軍隊の拡大がおもな仕事となったが、シリングル盟・チャハル盟各旗は兵士の募集に消極的なので、おもに満州国の東部内蒙古で兵員を募集した。<sup>(2)</sup>

蒙古軍総司令部は徳王と特務機関が設立したもので、シリングル盟を含む各盟旗から相手にされず、有名無実の存在であった。徳王は各盟旗の団結をはかるため、四月二四日に蒙古大会を開催して、徳化（旧名化徳）に蒙古軍政府の設立を決定し、蒙古建国案、蒙古軍政府組織案、兵士の募集・訓練案、経済統制案、借款案、満州国との相互援助協定案等の議案を採択した。<sup>(3)</sup>

五月一二日、徳化で蒙古軍政府の成立式典が開催された。蒙古軍政府の首脳人事は、主席が雲王、副主席が沙王・索王で、徳王は総裁に就任して軍政府の実権を掌握した。軍政府の組織は総裁の下に弁公庁・参議部・参謀部を設け、さらに軍事署・財政署・内務署・実業署・教育署・交通署・司法署・外交署を設置した。顧問部の日系顧問は総数二二名で、各部署に配置されて、その実権を握った。政治指導の面では、徳化機関長田中久中佐が軍政府最高顧問として軍政府を内面指導した。<sup>(4)</sup>

蒙古軍は二個軍からなり、第一軍は李守信を軍長として、第一師と第四師・直屬砲兵隊を指揮し、第二軍は徳王を軍長として、第五師と第八師・警衛師・砲兵団・憲兵隊

を指揮した。徳王は軍政府総裁と蒙古軍總司令を兼任し、李守信が副總司令に、烏古廷が參謀長に就任した。蒙古軍二個軍の編成が完了するや、八月二三日に板垣參謀長一行が閔兵のため徳化に飛来した。

## 二 蒙古貿易会社設立計画

### (一) 閔東軍の内蒙經濟施策

閔東軍參謀部は内蒙經濟施策を起草するにあたって、初代、ドロン機閔長浅田少佐が提出したドロン占領直後の狀況報告に盛り込まれた、以下の六つの提言を参考に行っている。第一、ドロンまたは承德のラマ廟を本山として内蒙古一帯の各ラマ廟を統一する。第二、医療を利用して蒙古人を心服させ、獣医によって蒙古人の信頼を得る。第三、満鉄等の大資本が林西・ドロン等に商品館を置いて、蒙民との經濟上の提携をはかる。第四、家畜の品種改良・畜産品の製法改良によって、蒙古人の利益を増やす。第五、代表を飛行機に乗せて爆弾投下を見学させ、無電を設置して通信の神秘性を示す。第六、地方有力者の子弟を日本や満州国に留学させて親日滿の觀念を注入する。

滿鉄經濟調査会の調査員木原林二は、熱河省承德付近の資源調査・移民適地調査の社令を受けていたが、第八師團

參謀部・經理部の希望に従って急遽調査目的を変更し、一九三三年一月八日から二月九日にかけて、ドロン地方の兵要資源調査を実施した。

一月中旬に纏められた調査報告書は、「多倫ヲ支配スルモノハ蒙古ヲ支配スト極言シ得ヘシ」と強調し、滿鉄あるいは大倉組等の大資本が先達となるべきことを提案し、具體的施策として、「商品館ノ設立」「衛生設備」「獣医ノ派遣」「航空路新設」「情義ノ連繫」の五項目を提案している。商品館については、「多倫、林西及経棚或ハ遠ク西ウヂムチン王府、ユクヂル廟及アパカ貝子廟府ニ大商品館ヲ設立シ蒙民ノ需要ニ応スルト共ニ蒙産資源ハ之等ノ手ヲ通シテ蒐集輸送スルヲ可トス」と述べている。

以上の施策には、浅田機閔長が半年前に閔東軍參謀部に提出した六つの提言のうち、ラマ教対策を除いた五点がすべて盛り込まれている。すなわち、閔東軍參謀部第二課は、第二代ドロン機閔長穴浦少佐と緊密な連携を保ちながら、滿鉄經濟調査会という「第三者」の經濟専門家の手になる報告書を客観的論拠として、内蒙の文化施策・經濟施策の具体化を図ったのである。

察東特別自治区が成立し、興安遊撃師が察東警備軍に再編され、軍事費の一部は閔東軍の機密費で賄われたが、軍事費の不足分と行政費は、ドロン県公署の租税収入に頼るほかなかった。察東特別自治区を親日滿の緩衝地帯として維

持するには、財源涵養のためにドロン県經濟を復興させ、とくに蒙古貿易の中継拠点としての地位を回復することが優先的な政策課題であつた。

関東軍參謀部「暫行蒙古人指導方針要綱案」(一九三三年七月一六日)は、西部内蒙古や外蒙古を親滿親日に転向させる方針を提起する一方、チャハル蒙古人については、「主として平和的文化工作特に經濟的關係の連鎖に依り自發的に親滿に導き……之が為対支排撃の色彩を有する自治政權の樹立を促進す」と指導方針を示している。当時の内蒙工作は、おもに滿州国内の東部内蒙古の安定化を志向し、関東軍は全体として消極的な内蒙工作方針を採用し、浅田ドロン機関長の提言を基礎として内蒙經濟施策を具体化していった。

関東軍參謀部「対察施策」(一九三四年一月二四日)は、前年七月の既定方針に基づいて、「将来先づ察東及錫林郭勒盟をして自發的に滿州国と經濟的に密接不可分の關係に在る行政地域たらしめ」る方針のもとで、「其主眼は主として經濟、文化的施策により同地方蒙民をして不知不識の間附滿親日たらしむるにある」と施策の目標を示している。經濟的施策としては、「通商交易に関する調査並に之が実施方法は別途調査研究決定」し、その実施機関として東亜産業協會を予定している。

以上の関東軍の施策に基づき、初歩的な通商交易構想と

して、「多倫貿易商会設置要領」が起案されている。多倫貿易商会は、ドロン特務機関長の監督・指導下で「對外蒙謀報ノ蒐集並對内蒙貿易促進ノ目的ヲ以テ」設置する予定で、その組織を對外蒙部と對内蒙部に分けている。對外蒙部は、「對外蒙貿易ニ依リ情報ヲ蒐集スルヲ目的」として、「謀報要領ハ商会自ラ外蒙人トノ接触ニ依リ実施スル外特務機関長ノ指導ニ基キ謀者ヲ使用シ或ハ外蒙要人ヲ買収シ之ヲ行フ」としている。對内蒙部は、「對内蒙貿易ヲ實施スルヲ目的トシ阿巴嘎、西烏珠穆沁、西蘇尼特等に其取引所を設ケ安価ニシテ且ツ良品ヲ内蒙人ニ販売シ經濟工作ニ任ス」としている。所要經費については、對外蒙部は軍が負担し、對内蒙部は東亜産業協會による負担を予定している。

関東軍參謀部「對内蒙施策要領」(一九三五年七月二五日)は、「内蒙に於ける親日滿区域の拡大強化を図り北支工作進展に伴ひ内蒙をして中央より自立するに至らしむ」方針に従つて、施策の重点をドロン・西スニト方面に指向している。經濟工作實施要領としては、滿蒙間の交通の整備、産業の助長、通商の促進を通じて、「滿蒙間に絶対不可分の經濟的關係を完成せしむ」と述べている。そのため、「滿蒙境界附近に於て若干地点を選定し對蒙貿易公司に依り蒙古出産物を収買す其価格は妥當に之を定め当初に於ては若干の損失を予期するも収買に努むる」一方、外蒙

古に對しては、「張庫街道上及其他に於ける徳化洋行の營業を排撃し外蒙と支那との連絡を遮断して之を滿洲国に結ばしめ且該洋行の蘇聯邦の爲にする各種工作を中絶せしむ」と定めてゐる。

関東軍參謀部「内蒙（西北）施策要領」（一九三六年一月）は、大蒙公司の指導方針として、次の四点を定めてゐる。第一、支店をドロンのほか、西ウジユムチン・アバガ・張北・西スニト・百靈廟・綏遠等に推進し、内蒙貿易の進展を図る。第二、将来成立すべき蒙古各盟の産業組合を指導し、相提携して産業の開発を図る。第三、張北に兵器修理工場を開設する。第四、徳化洋行と提携し、その実権を奪取する。

## （二）東亜産業協会の現地調査

一九三四年一月三〇日から二月二五日にかけて、東亜産業協会チャハル調査団（团长和田勲）は、冬季のチャハル經濟事情を調査するため、シリングル盟・チャハル部一帯をトラックに乗って予備調査し、三月一日に調査報告書を纏めてゐる。同報告書は蒙古貿易の現状について、「林西、經棚、多倫、張家口は内蒙貿易の中心地なりしも滿州事變のため全く取引關係途絶し、独り張家口に其市場を奪ふ、に至れり」と述べてゐる。ドロンについては、「草地々方より張家口に出入する物資は必ず多倫を経由することに依

り繁盛せし土地なるも、事變の影響を受けて之等の出入物資は多倫に寄り付かず、直接張家口に出ずる状況にして市街は火が消へたるが如し」と評価してゐる。

ドロンを中心とした蒙古貿易の隘路は滿州国との交通事情の悪さにあり、表土が凍結する冬季は輸送事情が比較的良好であるが、夏季の降雨期には交通困難が深刻となるので、本格調査の時期は夏季が選ばれてゐる。

五月二六日から七月二〇日にかけて、東亜産業協会チャハル連絡調査班（班長飯塚秀）は、冬季の予備調査にひき続いて、チャハル現地調査をふたたび実施し、一月三日に調査報告書を纏めてゐる。同調査班は、降雨期にトラックを利用して旅行し、通遼・林西から西ウジユムチンまでの泥濘路で悪戦苦闘してゐる。とくにドロン・滿州国間の蒙古貿易ルートは、道路交通条件が劣悪で、張家口を経由した蒙古貿易ルートと比べて条件が不利であつた。本報告書は今回の調査旅行の結論として、「吾々が現状のまま内蒙貿易に従事する事は、只勞多くして効無く、徒らに支那人との競争となり、生活程度低く、諸經費安き漢人との競争は日本人の爲し得る所ではない」と消極的結論を下してゐる。

## （三）初期の蒙古貿易会社設立構想

一九三四年に関東軍は經濟的・文化的施策によつて蒙民

を「附滿親日」に導く工作方針の具体化を目指していた。しかし、東亜經濟協會が蒙古貿易事業への参加を辞退したので、滿州国政府を主体として、漢族有力者に蒙古貿易事業への出資を求める方針が浮上していった。

一九三五年に入るや、「仮称蒙古貿易株式会社設立要綱案並定款案」が起案されている。同要綱案は、「本交易ニ依リテ日滿蒙三国ノ親善ヲ図ル」「内外蒙古ノ輸出入ノ物資ハ熱河ヲ經テ之レヲ行フ」と述べ、「多倫ニ交易所ヲ設ケ從來張家口及天津ヲ經テ歐米各国ニ輸出セラレシ物産ヲ極力阻止スルヤウ工作スルコト」と定めている。

上記の蒙古貿易株式会社設立要綱案・同定款案を基礎として、「蒙古貿易股份有限公司設立趣意書」「蒙古貿易股份有限公司章程」「營業計畫書」が作成されている。同趣意書は、「滿日兩國ニ缺乏セル国防資源ノ廉價獲得」「日本工業製品ノ販路拡張」を目的として、「張家口天津ヲ經テ歐美各国ニ輸出セラレタル経路を転換シテ多倫ニ集中セシメ熱河ヲ經テ胡芦島營口大連ヨリ輸出セシムル如ク誘導シ其ノ輸出入貨物ヲ統制シ以テ蒙古對世界各国ノ國際貿易ヲ操縦セントスル」と説明している。

同章程は、公司の業務として「内外蒙古西北区ニ對スル物資ノ物物交換及代理売買」「墾牧事業及其一切ノ附帶事業」を挙げ、会社設立は滿州国公司法に準拠し、資本金総額は滿州国幣百万円で、本店を新京、支店をドロンに置く

と定めている。董事（理事）は六〇八名を予定し、發起人として、唐從周・李普真・朱旭初・張季高の四人が名を連ねている。「營業計畫書」によれば、董事李普真が外蒙調査班長を兼任して外蒙貿易事務を担当し、董事唐從周が内蒙調査班長を兼任して内蒙貿易事務を担当すると定めている。

一九三五年七月四日、滿州国外交通部通商司は「蒙古貿易会社創立案」を蒙政部に提出している。同創立案は、その方針として、「内外蒙古及北支方面ニ於ケル蘇聯勢力ノ侵出ヲ防止シ日滿經濟ブロックノ確立ヲ図リ且ツ滿州国ノ對蒙政策ヲ如実ニ実行スル目的ヲ以テ滿州国特殊法人タル株式会社ヲ設立ス」と説明している。同会社の設立要領は、以下の四点である。第一、營利会社は種々な弊害を伴うので、滿州国政府の監督下に置いて国策遂行機関とする。第二、日滿關係機関は滿州国政府各機関による蒙古産品買付を援助し、日滿兩國産品の對蒙古売込における独占的取扱を許容する。第三、滿蒙接壤地帯における交通運輸・通商等に特別待遇を与える。第四、会社の資本金二百万円は滿州国政府が株式の過半数を所有し、会社主要幹部は政府が任命し、主要職員には準滿州国官吏としての待遇と身分の保護を与える。備考では、「本会社ハ滿州国政府蒙政部及同外交部ノ別動隊」として、「蒙古域内ニ於ケル外交教育宣化及地方産業助成等ヲ行フ為必要ナル施設ヲ為ス」と定

めている。

満州国政府を中心として蒙古貿易会社設立構想が具体化しつつあった頃、関東軍の内蒙工作方針は、平和的な経済的・文化的工作から地方独立政権の樹立を視野に入れた軍政工作へと重点が移行していった。当時、関東軍参謀部第二課は、満州国とは別の視点で新たな蒙古貿易会社の設立構想を起案しており、満州国の現地側出資者を主体として営利事業を追求するのではなく、日本の有力な財閥に対して国策への犠牲的出資を求める方針に傾いていた。

### 三 大蒙会社の設立

#### (一) 満州国・関東軍と大倉組との交渉

一九三四年一月六日、陸軍次官橋本虎之助中将は来日した李普真に対して、大倉組と三井宛に蒙古貿易事業への出資を求める推薦状二通を交付した。李普真はかつて徐樹錚將軍の参謀長であった人物で、蒙古貿易事業の日本側協力者として大倉組に白羽の矢を立て、大倉組副頭取門野重九郎と会見してのち、帰国した。一九三五年一月四日、李普真は大倉組支那部の岡田有民・川口市之助宛に書簡を送り、門野の満州国視察を求めるとともに、大倉組の蒙古貿易会社への出資を要請した。

一月一六日、満州国実業部大臣張燕卿は門野宛の書簡の中で、関東軍参謀副長板垣征四郎少将との交渉の結果、近々貿易公司組織の機運であり、大倉組から有力者である大倉喜七郎あるいは門野重九郎の渡満を勧誘し、関東軍・李普真・張燕卿・大倉組による四者会談の予定を伝えられている。三〇日、李普真は門野宛書簡の中で、軍司令官南次郎大将、実業部大臣張燕卿と会見した結果、関東軍は大倉組の援助を希望している旨を強調して、門野の渡満を催促している。二月三日、李普真はふたたび門野宛書簡を書き送って、南司令官・板垣参謀副長・張大臣の意向を示し、門野に再度渡満を要請している。のち、大倉組支那部は河野久太郎を満州国へ派遣して、板垣参謀副長と会見させている。

大倉組頭取大倉喜七郎は、四月一七日付「板垣参謀副長宛電報依頼ノ件」の中で、満州国から戻った河野の復命に基づいて、蒙古貿易会社へ出資する旨を表明し、「御意見通り実行スルコトニ決定シ同人ヲ再ビ貴地へ出張セシム」と電報で伝えるとともに、軍司令官、実業部大臣への伝言を依頼している。こうして、五月から大倉組と関東軍参謀部第二課との間で大蒙公司設立に関する実務者間の協議が始まった。

## (二) 株式会社大蒙公司設立要綱案

大倉組支那部が蒙古貿易会社への出資を決断するや、「合資会社大蒙公司設立要綱案」(初案)が起案されている。この初案を「蒙古貿易会社創立案」と比較すると、以下の四点で相違している。第一、ソ連勢力の進出防止という色彩が希薄となり、对中国施策に重点を置いている。第二、満州国法人(資本金二百万円。満州国が株式の過半を保有)ではなく、日本国法人の合資会社(資本金七五万円)に変更されている。第三、大倉組が主要な出資者となり、現地側を従属的地位に位置づけている。第四、満州国蒙政部・外交部の別動隊ではなく、関東軍の指導・監督下で、たえず軍関係機関との連携の保持を求めている。

五月二八日、「合資会社大蒙公司設立要綱案」(関東軍参謀部第二課案)が起案され、資本金を七五万円から六五万円へ減額し、中国人出資者を削除している。また、本公司と同一目的の業務を主体とする企業のチャハル方面への進出を認めず、満州国内通過貨物に対する保稅輸送の便宜を供与し、輸出入税を賦課しないことにしている。

六月一五日決定の「大蒙公司設立ニ関スル協議事項」では、「大蒙公司ハ本店ヲ新京ニ置キ関東軍及満州国政府トノ連絡ニ資ス」と定め、総支店を赤峰に置き、必要に応じてドロン・アバガ・林西・満州里・ハイラル・チチハル・

ハルビン・奉天・錦州に支店・出張所の設置を予定している。二四日、「合資会社大蒙公司定款」が策定された。七月一六日、大倉組支那部における「大蒙公司ニ関スル協議案」では、会社設立手続きの煩雑さを避けるため、合資会社から株式会社への組織変更を関東軍に求め、合資会社と株式会社の二通の定款を作成することを決めている。

八月二〇日、関東軍参謀長西尾壽造中将は河野久太郎に対して、「大蒙公司設立ノ件通牒」を交付した。同通牒には、蒙古貿易会社の最終案として、別紙「株式会社大蒙公司設立要綱案」が添付されている。同要綱案の「一、方針」は、「蒙古ノ特産品ト蒙古民族ノ日用必需品タル日滿工業製品トヲ輕易安価ニ交換シ以テ同民族ノ福利向上ニ寄与スルト共ニ日滿兩國ニ対スル信賴ノ念ヲ高揚セシメ日本交易ノ進展ニ依リ日滿蒙間ノ經濟連鎖ヲシテ密接不可分ノ關係ニ至ラシムルヲ根本方針トス」と規定している。

「二、要領」は、以下の八点を定めている。第一、本交易は事業開始当初は多少の損失を覚悟してこれを実施する。第二、本公司の取扱物資中満州国を通過するものについて、満州国は保稅輸送の便を与え、輸出入税を賦課しない。第三、事業の性質上、実質的に関東軍の指導監督を受ける。第四、本公司が実施すべき業務は、物資の交易並びに代理業務、産業助成に関する事業の経営投資融資、および前二項に付帯する一切の業務である。第五、定款におい

て、本公司は当分日本国法人の株式会社（資本金六〇万円  
の全額払込）とし、すみやかに満州国法人に改組する。本  
社を新京に置いて、必要の地に支店・交易所を設置する。

顧問一名を置き、主要事項を諮詢する。本公司の株主は日  
満両国人に限る。第六、株式譲渡、重要役員の任免、利益  
金処分、事業計画中の主要事項については、関東軍の認可  
を受ける。第七、本公司の事業地域は、主として興安省  
西、南分署、熱河省、チャハル省、および隣接する外蒙地  
方とする。第八、本地域内において本公司と同一目的を有  
するこの種企業は認可しない方針である。

三、処置」は、「本公司ハ絶エス軍関係機関ト連繋ヲ保  
チ其ノ指導方針ニ從ヒ目的達成ヲ期スルコト」「多倫及阿  
巴嘎ニ交易所ヲ設ケ従来張家口及天津ヲ經テ諸外国ニ輸出  
セラレタル物産ヲ極力阻止スル如ク工作ヲ進ムルコト」と  
定めている。

### （三）大蒙公司の設立

「株式会社大蒙公司設立要綱」の正式な通知に先行して、  
定款作製（七月五日）、株式申込（六日）、株金払込（二二  
日）等の会社創立の段取りがすすめられた。七月二九日、  
合名会社大倉組本館で大蒙公司の創立総会が開かれるや、  
河野久太郎・川口市之助・中井田静夫等の主要役員は、満  
州国側と会社設立登記や輸出入税・特権問題について協議

するため、ただちに渡満して新京・奉天へ向かった。八月  
二五日、河野は関東軍参謀長西尾壽造中將に対して、株式  
会社大蒙公司定款を決定した旨を報告するとともに、大蒙  
公司顧問として関東軍顧問是安正利の招聘の承認を求め  
ている。二九日、在新京日本帝国領事館において、株式会社  
大蒙公司の設立登記が完了した。

大蒙公司の概要としては、日本国法人の株式会社（資本  
金六〇万円）で、本店を大倉商事新京出張所内に置き、一  
二月一五日にドロン出張所、一八日に赤峰支店が設けられ  
た。取締役会長河野久太郎、常務取締役川口市之助・中井  
田静夫、取締役池田龍雄・大内鑽一・石田健一郎、監査役  
本宿家全・荒井彦宗が選任され、大倉商事が一手輸出代理  
人となっている。

一九三五年一月、関東軍は大連会議を開催して、華北分  
離工作、内蒙工作を積極的に推進する方針を定め、内蒙工  
作については、平和的な経済的・文化的施策と並行して、  
軍事的・政治的施策の強化を決めている。それまで内蒙工  
作を主宰してきた奉天機関長土肥原賢二少将は、華北分離  
工作に専念するため、三月に関東軍参謀部第二課に着任し  
た中国関係主任参謀田中隆吉中佐に内蒙工作の指導を委ね  
た。関東軍参謀部の内蒙工作方針の転換に伴って、蒙古買  
易会社にはドロン特務機関を通じた軍政工作の補助機関と  
しての役割が付け加えられることになった。

## 四 内蒙工作与内蒙公司

### (一) 察東事變における内蒙公司

一九三五年一月二七日、田中參謀は新京で内蒙公司奉天出張所の池田龍雄に対して、「二十六日ノ會議ニテ察哈爾工作ハ此際内蒙公司ト結合シテ行フ事ニ決定シタ」と通告し、徳王ならびに彼と一緒に新京滞在中の西スニト機関長長尖浦直徳少佐との打ち合せを命じた。翌日、奉天に飛んだ尖浦機関長は池田と単独で会見し、次のように要求している。第一、内蒙は単に蒙古貿易にとどまらず、軍の補助機関として、損失を顧みず、軍の要求に應じる。第二、内蒙はチャハル省内の交通機関を掌握し、トラックを無償で提供して、ドロンで自動車修理工場を開設する。第三、内蒙の羊毛は一切内蒙に任す。第四、徳王は有利なる担保をもって借款に應じる。池田は大倉組支那部に対して、「関東軍ヨリ各地特務機関ニ報道サレタル内蒙公司ナルモノハ非常ニ誇張サレ居リ」と報告している。

当時、内蒙公司の親会社である合名会社大倉組は、中国大陸で広範な投資活動を行ってきたが、大半の投資先が赤字企業で、自由になる流動資金は乏しかった。特務機関は内蒙公司に対して、国策のための犠牲的出資を要請し、その見返りとして蒙古貿易の独占権を約束したが、資金難か

らその期待に十分応えることはできなかった。

二月七日、ドロン特務機関は宝昌・沽源の占領を企図して、李守信軍二五〇〇名をドロンから出動させた。当初、軍事作戦の前途を樂觀して、察東警備軍の携帯軍事食糧を数日分しか準備していなかったが、沽源攻略にてこずった結果、察東警備軍の食糧が不足した。一二日、ドロン特務機関は内蒙公司に軍用食糧の調達を命令した。ドロン出張所の責任者である常務理事川口市之助は、おもに関東軍の退役軍人からなる特設隊員のため、とりあえず在庫品である白米三〇俵・味噌・醤油等を提供するとともに、追加の軍用食糧を至急赤峰に送るように奉天出張所に連絡した。その内訳は、小麦粉一貨車、白米三〇〇俵、赤味噌三〇樽、醤油四〇樽、白砂糖五俵、塩鮭一〇箱、牛肉罐詰一六〇ダース、福神漬四〇ダース、奈良漬五樽、沢庵五樽である。

一九三六年一月五日、察北六県接收後の新情勢に対応して、田中參謀は内蒙公司に対して、軍政府として西スニトの徳王府を政治の中心とし、張北を商業の中心とする意向を示して、内蒙の進出を希望すると同時に、以下の四つの要求を提出している。第一、張北に兵工廠・自動車修理工場を開設する。第二、軍政府管内に鉄道を敷設させる代償として、満鉄から百万円の出資を得て、軍器を購入し、内蒙がその取り扱いをする。第三、張北に屠殺場を設ける。

第四、徳化洋行を張北に招き、大蒙と提携して外蒙貿易を  
行<sup>(4)</sup>う。

二二日、大蒙公司会長河野久太郎は川口の報告に対し  
て、「国策論ヨリセバ田中参謀ノ立論ハ御尤」と認める一  
方、「大蒙公司ノ現状トシテハ可成直接投資ハ差控フガ得  
策」と本社の方針を説明し、以下の対応を指示している。  
第一、兵工廠の設置は時期尚早である。第二、自動車修理  
工場も利益ががならず、必要最小限にすべし。第三、屠殺  
場については、具体案を作製せよ。第四、徳華洋行との提  
携には賛成である。第五、軍政府への兵器売込は、大蒙が  
代理となり、泰平組合より購入する。第六、張北出張所の  
件は一任する<sup>(5)</sup>。

營利企業として採算を重視する大蒙公司の経営方針に対  
して、張北特務機関長田中久中佐は大蒙に批判的で、「大  
蒙公司の營業方針は万事消極的に失し、利害の打算のみに  
傾き、到底軍及察哈爾政府の要望を充す能はざるに依り、  
之を解消して、他に適切なる機関を設立するの要ある」と  
批判を加えた。二月二十七日、川口は河野会長宛報告<sup>(6)</sup>におい  
て、田中久張北機関長の「大蒙批判については、「此義ハ  
……機関長ノ大蒙公司ニ対スル理解ノ根本的ニ相違シ居ル  
処ヨリ出發セルモノナルモ吾等トシテモ亦相当ノ責任無キ  
能ハザル処ニシテ結局大蒙公司ノ懐具合ガ未ダ商売ト奉仕  
トヲ両立セシメ得ベキ程度ニ到達シ居ラザルガ為メニ外ナ

ラズ」と感想を述べ、大蒙公司の今後の施策について、以  
下の四点を指摘している。

第一、張北自動車修理工場の開設については、現在修理  
班が簡単な修理を行っているが、込み入った修理はでき  
ず、實際上自動車修理工場は不可欠の施設である。第二、  
チャハル九県における日用品の巡回販売については、チャ  
ハル九県に盟公署・郵電政局・保安隊が置かれ、それぞれ  
に日本人顧問が配置されているが、食糧・雜貨等の不足に  
悩んでいる。各県で巡回販売を実施すれば、少額の犠牲で  
日系官吏の飲心を買うことができるばかりでなく、各地の  
漢族商人との連絡が可能となる。第三、張北での日系官吏  
用アパート建設については、やや筋違いな要求と思われる  
が、大蒙公司がアパートを建設して、日系官吏の住宅難を  
緩和する。第四、アヘン収買と塩務統制については、関東  
軍参謀長からの命令で、アヘン収買と塩務統制は大蒙公司  
が実施することに決定している。

## (二) 綏遠事件と大蒙公司

一九三六年一月にチャハル盟公署が、二月に蒙古軍總司  
令部（五月に蒙古軍政府に改組）が成立してのち、関東軍  
参謀部は察北から綏東への侵攻準備をすすめ、蒙古軍の拡  
充が始まった。八月二三日、徳化で蒙古軍の閲兵式を挙行  
後、板垣征四郎参謀長・武藤章第二課長・田中隆吉参謀・

田中久徳化機関長・松井忠雄補佐官等は、同地で軍事會議を開いた。この時、綏東侵攻を主張する田中參謀に対し、田中久徳化機関長はこの無謀な軍事作戦に反対した。會議の結果、田中參謀の主張が採択され、議論で破れた田中久徳化機関長は、九月初旬に新京に召還された。

大蒙公司奉天出張所の池田は張北出張所の川口に対して、田中參謀が現職のまま徳化機関長を兼任し、九月一日に鉄道で現地に向けて出発した旨を打電した。従来大蒙公司は田中久徳化機関長とチャハル盟公署主任顧問西崎敏夫から白眼視され、事業展開を妨害されていた。大蒙公司に批判的な二人は同時に解任され、西崎の後任には張北県參事官安齋金治が就任した。田中參謀と安齋はともに大蒙公司に理解があつたので、特務機関やチャハル盟公署との連絡が円滑となつた。しかし、田中參謀の徳化機関長への着任に伴つて、大蒙公司は兵站・輸送関係業務に忙殺されることになつた。

田中參謀は現職のまま徳化機関長を兼任して、綏東侵攻作戦の現地責任者となつたが、この軍事作戦は第二課（情報）のみの謀略工作で、第一課（作戦）の關係者は参加せず、兵站部門が脆弱であつた。そのため、後方支援業務は満州航空の臨時独立飛行隊、関東軍の暗号解読班・自動車修理班、満州電々の通信施設、満鉄の自動車一五〇輛が動員された。

大蒙公司は、軍用小麦粉の運搬、石炭の運搬蓄積を担当し、小麦粉一万俵を綏遠經由で百靈廟に輸送し、張北・張家口で地元産小麦粉四十万斤を調達して、關係機関に供給した。また、張家口で石炭二百万斤を買付け、百靈廟・張北で備蓄した。大蒙公司の張北自動車修理工場は、一〇月初旬に機械を据え付け、二〇日に操業を開始し、二五日に関東軍の自動車修理班が到着した。蒙古軍の拡充に伴つて、小麦粉が不足したので、九月に張北特務機関は軍用製粉工場の開設を要請した。川口と李守信との協議の結果、張北軍用製粉工場は蒙古軍第一軍が経費を負担することとなつた。しかし、綏東作戦の開始にはまにあわず、一九三七年一月に操業を開始している。

一九三六年に大蒙公司は、チャハル盟公署からアヘン・蒙塩・亞麻仁の産業統制を担当することになつていたが、準備不足と資金欠乏のため、事業経営にはみるべきものがなかつた。綏遠事件の失敗は、関東軍司令部にとつては大きな失態であつたが、綏遠進出が成功していた場合、大蒙公司は察北から綏遠一帯へと資金・人力の追加投入を余儀なくされるはずであつた。一九三七年一月五日、川口は大倉組支那部への報告の中で、「勿論大キナ声デハ申サレヌ事ナレド此綏遠工作ノ頓挫ハ当公司ニ取りテハ僥倖トモ申スベク……」と本心を吐露している。

### (三) 大蒙公司の初期の事業展開

#### (1) 事業地域の拡大

大蒙公司の本来の設立目的は、張家口・天津經由の蒙古貿易ルートをドロン・満州国經由に転換して、ドロンを中心とした蒙古貿易を復興し、察東特別自治区の経済・財政基盤を確立することにあつた。そのため、大蒙公司は赤峰支店・ドロン出張所を設けて、チャハル省と満州国の隣接地域で貿易に従事する予定であつた。しかし、一九三五年末の察東事変の勃発に伴つて、大蒙公司は特務機関による軍政工作の補助機関として、急遽兵站・輸送の任務を要請された。他方、察東事変によつて、張家口からの物資供給が途絶えたので、大蒙公司は内蒙貿易着手の手懸かりを得ることができた。

チャハル盟公署・蒙古軍政府の成立に伴つて、軍・政府機関がドロンから張北・徳化に移転した結果、大蒙公司の活動の重点はチャハル省東部からチャハル省西部に移動し、満州国との隣接国境地帯で蒙古貿易を拡大するという当初の設立目的の意味を失つた。大蒙公司は満州国内において、新京に本店を置き、赤峰支店・奉天出張所を設けたほか、満州国外において、ドロン（一九三五年二月）・張北（一九三六年二月）・徳化（四月）・張家口（六月）・貝子廟（八月）に出張所を設けた。

チャハル盟公署の財政基盤を確立するため、大蒙公司はチャハル盟における主要産業の統制（アヘン・蒙塩・亜麻仁）と税収事務の代行を要請された。他方、関東軍のチャハル工作・綏遠工作の進展に伴つて、大蒙公司は蒙古軍政府の兵站業務を担当し、張北自動車修理工場・張北軍用製粉工場の開設、泰平組合を通じた兵器供給、軍用物資の調達・輸送等の業務を展開することになった。

#### (2) チャハル産業統制

##### ① アヘン専売

一九三五年二月一日、大蒙公司ドロン出張所（代表川口市之助）が営業を開始した。二九日、田中參謀は察北各県接取のためにドロンに集結した日系參事官を前にして、「察省ノ經濟工作ハ凡テ大蒙公司ニヤラセル故其積ニテ居ル事特ニ阿片ノ取買ハ重大問題ニシテ大蒙公司ハ之ヲ独占經營スル事」と通告している。

西部内蒙古に地方独立政權を樹立しようという関東軍參謀部の方針は陸軍中央部の承認が得られなかつたので、田中參謀はチャハル部でアヘンを栽培して独自の財源を確保しようとした。田中參謀は耕地面積に罌粟の単収を掛けただけで安心していたが、察北各県ではこれまでアヘン栽培が行われず、收穫高は未知数であつた。一九三六年二月二六日、板垣參謀副長は張北機関長への命令の中で、大蒙公司にアヘンの取買を委任するよう指示した。当時、アヘン

の収買に関しては、察哈爾盟九県の農家に栽培させ、政府は農家より植付面積に応じて栽培税を徴収し、その採集アヘンを大蒙公司が買収して販売し、必要資金は滿州中央銀行より融通を受ける予定であった。

徳化機関長田中久中佐は大蒙公司に反感を抱き、チャハル盟公署の西崎主席顧問を通じて、滿州国専売局の代行機関大満号がより低価格でアヘンを買取できると関東軍に上申した結果、大満号がアヘン専売を請け負った。しかし、九月初旬に田中久中佐が新京に召還されると同時に、西崎主席顧問も同時に更迭され、大蒙公司に理解がある安斎金治が後任として主任顧問に就任した。一九三六年度の大満号のアヘン収買成績は予想収獲高の一割に達せず、失敗した。安斎主任顧問は大満号との契約を破棄し、一九三七年のアヘン専売は大蒙公司に任せざる意向を示した。

一九三七年四月一三日、関東軍第二課参謀大橋熊雄中佐は張北出張所の川口に対して、アヘンの件を大蒙公司に内命したと通告し、アヘン買収資金五〇万円を用意するよう要求するとともに、アヘン利権供与の交換条件として、徳化の官舎建設を求めた。アヘン買収代金五〇万円には大倉組の支払保証が求められたが、大蒙公司にはこのような大金を捻出する余裕がなく、二二日に大倉組支那部は重役席の意見として、アヘン専売を辞退せよと川口に打電している。

アヘン専売を辞退すれば、関東軍参謀部・特務機関との関係が険悪になるので、川口は必死で大倉組による出資を訴えた。アヘン収買の時期が近づいたので、六月二七日にチャハル盟公署でアヘン会議が開催され、大蒙公司は各県指定収買人の一員として取り扱われるという方針が提示された。大蒙公司はこの方針に明確な対応策を提起できず、苦慮していた。しかし、盧溝橋事件の勃発によって、すべての問題は雲散霧消した。

## ② 塩務統制

一九三六年二月二三日、大蒙公司は関東軍に提出した「察哈爾塩務統制私見」の中で、ダブスノールの産塩統制と課税は軍政府収入の増加に寄与するので、当初大蒙公司が軍政府から塩務統制の委任を受け、後日政府の直営に移すことを建議した。三月五日、関東軍参謀部第二課は「察哈爾産塩統制ニ関スル件」を大蒙公司に内示し、塩務統制を実施するにあたって、他日塩湖の管理を政府直営に変更することを条件として、暫定的に大蒙公司が管理に当たると指示した。

塩務統制の現地調査（四月末〜八月）の結果、原産地の西ウジユムチンはお軍政府の威令に服さず、中国方面への蒙塩は張家口の塩商の賛否が錯綜し、経験がない大蒙公司が単独で全責任を負うのは困難であるという見通しを得た。そこで、大蒙公司は以下の計画を立案した。第一、

ウォルトタワーに収買地点を設け、塩商を網羅した運通公司を組織し、原産地の蒙塩を収買地点に運び、運通公司を通じて華北市場で売り捌く。第二、税収の実務を大蒙公司が代行する。第三、大蒙はほとんど自己資本を投ずることなく、手数料のみを入手する。

大蒙公司に好意的な新任の浅海張北機関長が八月に天然痘に罹って入院した結果、塩務統制は田中久徳化機関長の指揮下に入った。他方、田中久中佐は「本年一月張北に着任以来、事毎に当公司を白眼視し、此蒙塩の件に關しても、之を快しとせざる風」であった。しかし、九月初旬に田中久中佐が更迭されるや、塩務統制は進捗した。

八月三〇日、大蒙公司は徳化機関長に提出した「蒙塩ノ一手取扱ニ関スル件」の中で、三月五日の内命を修正し、大蒙公司による現地統制を放棄して、流通過程のみの間接統制とするよう要求している。一〇月一八日、大蒙公司は「蒙塩専売実施要領」を盟公署へ提出した。十一月、ウォルトタワーに蒙塩収買所が開設されたが、一九三六年度は時期を失して、十分な成果を挙げる事ができなかった。他方、塩商は張家口向け蒙塩輸出に対して反対の氣勢を示し、大蒙公司はその融和に苦慮した。

一九三七年に入るや、チャハル盟公署は「塩税ヲ支那ノ旧税ニ従ヒ包税」とし、大蒙公司が納税を請け負う方針を支持した。大蒙公司は運通公司を通じて蒙塩を買収し、張

家口方面で販売する計画を立案したが、綏遠事件の失敗は中国人塩商のチャハル盟の将来に対する杞憂の念を呼び起こした。こうした状況下で、大蒙公司は三月に大倉組支那部から三万円の送金を得て、蒙塩の買収準備を開始した。

六月、蒙古軍政府の財源強化をはかる徳王は、塩務統制を軍政府の直営にしようと計画し、トラックを備えた専売班を徳化から蒙塩の収買地点へ派遣したので、大蒙公司は困難な立場に陥った。徳化特務機関による徳王の説得はうまくいかず、関東軍による根本方針の確立以外に解決の方法がなかった。のち、田中參謀・桑原張北機関長が斡旋した結果、大蒙公司与蒙古軍政府との間で妥協が成立し、察北・張家口の塩商と大蒙公司が設立した組合が軍政府専売所から蒙塩を買い受ける条件で合意に達した。

### ③ 亜麻仁統制

亜麻仁（胡麻）はチャハルの特産物（チャハル盟各県五〇万担、綏遠東部一〇万担）で、京綏線に沿って平地泉・豊鎮・張家口から外部へ積み出され、毎年六〇万担が天津から輸出されていた。輸出先は英仏等の欧州各国・日本・アメリカで、チャハル盟の亜麻仁を支配すれば、東洋の亜麻仁市場を支配できるものと予想された。亜麻仁の取引を張北經由のみとすれば、盟収入は増加するはずであった。

一九三六年八月三〇日、大蒙公司は「胡麻専売ニ関スル件」を特務機関長に提出し、以下の提案を行った。第

一、大蒙公司を買取麻仁専売の實行機関として、盟政府に税金を納付する。第二、大蒙公司は買取麻仁の買取価格を決定し、各市県に買取所を開設して、従来の糧棧を買取機関として利用する。第三、買取麻仁はすべて張北經由で輸送し、商都方面から平地泉方面への輸出を禁止する。

一〇月二十四日、大蒙公司は「胡麻専売弁法大綱」<sup>(72)</sup>をチャハル盟公署へ提出し、以下の建議を行った。第一、チャハル盟管内の買取麻仁は専売制度を実施し、政府指定の商人が専弁する。第二、大蒙公司を指定商人として、各産地に買取機関を設置し、現有の糧棧は買取の補助機関として利用する。収買にあたって、従来の商習慣を尊重するが、糧棧の手数料、生産者の負担は適宜軽減する。第三、大蒙公司は収買数量に応じて、毎月納税する。

一九三七年一月末、チャハル盟公署は「胡麻専売暫行弁法」<sup>(73)</sup>「胡麻専売施行規則」<sup>(74)</sup>「胡麻収買人規則」を發布した。同弁法の第二条は、「本盟三産出スル胡麻ハ本盟ノ専売トナス」と定めている。買取麻仁専売の施行に伴って、チャハル盟公署は布告を公表し、「農民ハ本弁法施行後ハ所産ノ胡麻ヲ一律ニ盟長指定ノ収買人タル大蒙公司及其ノ各地収買処ニ販売ス可シ」と定めている。

大蒙公司はチャハル盟公署から買取麻仁の独占的収買権を認められたが、一九三六年度の収買実績を見れば、弁法の発令が遅れたため、盟内産買取麻仁の大部分はすでに華北に

輸出され、商都方面で多少の残貨を買取しえたのみであった。このような不成績を前にして、一九三七年度の大蒙公司の事業見通しによれば、買取麻仁専売は利益にならないと判断している。<sup>(75)</sup>

### (3) 営業成績

#### ① 事業損益

「大蒙公司第貳回営業報告書」<sup>(76)</sup>（一九三六年九月三〇日現在）は、過去一年間の営業成績を振り返って、「当公司ノ営業区域ハ地域極メテ広大ナルニ反シ人煙希薄民度低ク交通運輸ノ便予想外ニ不良ナリシ為メ随分努力シタルモ業績揚ガラス」と概括している。当期の損益金処分案は、当期総収入金二万七千五百〇円、当期総支出金一萬五千八百八十八円、差引の当期損金一萬九千六百八十八円で、すべて後期繰越損金として処理されている。とくに多額の損失を計上しているのは、調査費四万六千八百〇二円、給料および手当四万二千八百九十九円、旅費二万二千六百六十六円である。

#### ② 営業拠点・従業員

「昭和十一年度営業経過並二十二年度ニ於ケル施設概要」<sup>(77)</sup>によって、大蒙公司の営業成績を総括すれば、一九三六年末現在、大蒙公司の営業拠点として、本店を新京に置き、出張所（奉天・赤峰・ドロシ・張北・徳化・張家口・貝子廟）、買取麻仁収買所（商都・康保・平定堡・張北）、蒙塩収買所（ウォルトタワー）、自動車修理工場

(張北)が設置されている。従業員数(日本人・蒙古人・漢人)は計八五名で、各出張所の従業員は一〇名以下であるが、張北修理工場は三四名もの従業員を擁している。

#### ③主要取扱商品(輸入)

第一、一九三五年年度の砂糖輸出は運賃面で不利で、しかも華北の砂糖市場は冀東密貿易による混乱の影響を受けたが、一九三六年に中華民国政府が天津海関で密貿易の取締りを強化した結果、砂糖価格が高騰したので、チャハル方面の需要は、満州国經由で砂糖を取り扱う大蒙公司にとって有利となった。第二、日本人・蒙古人向け食料品・雑貨は、奉仕的取引で利益は小さい。第三、蒙古人向けの日本製磚茶は、中国製に比べて割高で、競争力がない。第四、石油は、赤峰以西はドロン市場が衰退し、運賃が割高なため、成績は不良であった。第五、石炭は、本来大蒙公司の取扱商品ではないが、綏遠事件の際に特務機関の命令で石炭輸送に従事した。運賃の関係上、中国産石炭との競争は不可能である。

#### ④主要取扱商品(輸出)

第一、牲畜は内蒙古の主要産品であり、一九三六年度の活羊取引は満州国向けが一萬頭、天津市場向けが四千頭である。第二、皮毛類は、長年にわたって漢族商人が皮革貿易に強固に食い込んで、強固な商習慣を形成しており、過去になんらの経験なき大蒙公司にとって進出は困難で、一

九三六年度は満州国(林西・赤峰方面)の羊毛一〇万斤を輸出したのみである。第三、漢族商人の蒙塩取引には百年余の歴史があり、その利益を侵害する専売制の実施は、張家口の塩商の大きな反発を生み、融和が必要である。第四、アヘンは、一九三六年度は満州国専売局の代行機関大満号がチャハル・アヘンの買付に失敗したが、一九三七年度は大蒙公司への下命が期待できる。第五、亜麻仁は、一九三六年度の買付で時期を失し、一九三七年秋の買付に期待している。

大蒙公司の経営上の制約条件としては、以下の四点に纏めることができる。第一、交通条件は、赤峰・多倫經由の商品取引が交通不便から運賃が高み、張家口經由に比べて不利であった。第二、資金不足は、営業資金の絶対的不足という制約のもとで、大蒙公司の消極的な経営姿勢は特務機関の不信を招いた。第三、輸出入は、長年来漢族商人が築き上げてきた商習慣が根強く、従来内蒙貿易に経験をもたない大蒙公司が新規に参入することは困難であり、漢族商人の流通網の利用・温存が不可欠であった。第四、専売事業は、大蒙公司の資金不足、漢族商人の強固な経営実績を踏まえて、産地での買付、市場での販売等の業務は漢族商人に任せ、公司は中間で流通統制を行い、手数料のみを入手する方策を模索していた。

## むすび

綏遠事件は惨めな結果に終わったが、西安事件後に塞北の地に一時的な平和が訪れた。綏遠事件後、大蒙公司の事業範囲はチャハル省北部に限定されることになった。のち、大蒙公司の中心業務は、蒙古軍政府の基礎を安定化させるための経済工作に置かれた。他方、日中関係の悪化に伴って、一時大蒙公司の収益源として期待された対華北貿易は不振となつていった。大蒙公司の設立の際、関東軍参謀部第二課は、蒙古貿易の独占と引き替えに大倉組に出資を要請したが、のちに各種の競争相手が内蒙貿易を企画して、関東軍・満州国に働きかけ、関東軍の要求に充分応えられない大蒙公司の独占は脅かされていった。

大蒙公司にとつて、やつかいな問題は特務機関との良好な関係の維持にあつた。内蒙工作の進展過程で、特務機関長の配置転換が頻繁に行われ、そのたびに大蒙公司に対する方針が変更された。営利会社である大蒙公司の幹部職員と国策への犠牲的出資を求める職業軍人との意識のギャップは大きく、特務機関長の個人的判断が大蒙公司の経営を大きく制約する局面がしばしば出現し、内蒙工作の最前線で奮闘する川口は、大倉組支那部と関東軍特務機関の間で板挟みとなつて苦しんだ。大蒙公司の親会社である合名会

社大倉組は、中国全土で幅広く事業を展開し、中国で大きな信用をもっていたが、大倉組の大陸事業には欠損会社が多く、大蒙公司の資金需要を充分満たすことができなかつた。他方、関東軍参謀部や特務機関は、大蒙公司を一種の奉仕会社とみなし、国策のための犠牲的出資を期待した。大蒙公司は関東軍側の期待に充分応えることができず、現地特務機関は同公司を営利本意の会社であると非難した。

内蒙工作の進展につれて、大蒙公司の活動地域が広がり、さらに多額の出資が要請された。盧溝橋事件後、関東軍東条兵団によるチャハル作戦が発動され、察南・晋北・綏遠一帯の広大な地域が占領され、察南・晋北・蒙疆三自治政府が成立した。蒙疆政権が誕生するや、大蒙公司の資金力では新占領地における経済工作の必要に十分応えることができず、三井・三菱・兼松等の系列会社が、蒙疆地域の事業経営に参入してきた。

盧溝橋事件後、大蒙公司に対する増資要求が強まった。財閥系の他会社の進出によつて、大蒙公司による内蒙貿易の独占は打ち破られた。大蒙公司は、一九三七年一二月に資本金三〇〇万円（一〇〇万円払込）への増資を実施して事業規模を拡大する方針を決めた。その結果、とくに蒙疆政権に対する兵器の供給、塩務統制、各種重要物資の流通統制等の他社がまねのできない分野で、なお大きな役割を果たすことができた。

注

- 〔1〕 浅田彌五郎「多倫附近ノ情況」滿州事変第百六十一情報付録、関東軍參謀部、一九三三年七月、八一〇頁。
- 〔2〕 韓精一「多倫県勢概要」多倫県公署總務科文書股、一九三五年、序二頁、總務一、五頁。
- 〔3〕 「砂丘の都多倫諾爾」『善隣協会調査月報』第四三号、一九三五年一月、六二一六三頁。
- 〔4〕 佐藤晴雄編「多倫、貝子廟竝大板上廟會事情」鐵路總局、一九三五年、一〇頁。
- 〔5〕 大橋熊雄「蒙古軍特設隊沿革」『蒙古軍史』稿、蒙古軍軍事輔導官蒙古會。
- 〔6〕 前掲「多倫、貝子廟竝大板上廟會事情」二九一三〇頁。
- 〔7〕 同右書、三二一三四頁。
- 〔8〕 同右書、六一一六二頁。
- 〔9〕 前掲「多倫県勢概要」總務四頁。
- 〔10〕 『現代史資料』第八卷、みず書房、一九六四年、五九七—五九九頁。
- 〔11〕 松井忠雄「察東事変」〔内蒙三国志〕原書房、一九六六年、参照。
- 〔12〕 ドムチヨクドロプ著・森久男訳『徳王自伝』岩波書店、一九九四年、一一七頁。
- 〔13〕 『察哈爾盟概況』察哈爾盟公署、一九三七年、一七頁。
- 〔14〕 前掲『徳王自伝』一二五—一二七頁。
- 〔15〕 『現代史資料』第八卷、五五一—五五三頁。
- 〔16〕 前掲『徳王自伝』一三七—一三九頁。
- 〔17〕 同右。
- 〔18〕 前掲資料「多倫附近ノ情況」一五一—一七頁。
- 〔19〕 木原林二編「多倫及郭家屯地方農業調査報告」滿鉄經濟調査會、一九三三年、八〇—八二頁。
- 〔20〕 『現代史資料』第八卷、四四七—四四八頁。
- 〔21〕 同右書、四六七—四七一頁。
- 〔22〕 「多倫貿易商會設置要領」謄写版、作成者・作成年月不明（北京図書館所蔵）。
- 〔23〕 『現代史資料』第八卷、四九二—五〇〇頁。
- 〔24〕 同右書、五四〇—五四六頁。
- 〔25〕 飯塚秀編「察哈爾事情調査報告書」東亞産業協會、一九三四年、四九—五〇、五八頁。
- 〔26〕 飯塚秀編「察哈爾蒙古の近状」東亞産業協會、一九三四年、一一五頁。
- 〔27〕 「仮称蒙古貿易株式会社設立要綱案並定款案」謄写版、作成者不明、一九三五年（北京図書館所蔵）。
- 〔28〕 「蒙古貿易股份有限公司設立趣意書」「蒙古貿易股份有限公司章程」「營業計畫書」タイプ印刷、作成者不明、一九三五年（同右）。
- 〔29〕 外交部通商司「蒙古貿易會社創立案」滿州帝國政府用箋、タイプ印刷、一九三五年七月四日（大蒙公司關係資料）。
- 〔30〕 橋本虎之助「門野重九郎宛推薦状」一九三四年一月

六日(同右)。

〔31〕李普真「川口市之助・岡田有民宛書簡」一九三五年一月四日(同右)。

〔32〕張燕卿「門野重九郎宛書簡」一九三五年一月一六日(同右)。

〔33〕李普真「門野重九郎宛書簡」一九三五年一月三〇日(同右)。

〔34〕李普真「門野重九郎宛書簡」一九三五年二月三日(同右)。

〔35〕大倉喜七郎「板垣參謀副長宛電報依頼ノ件」一九三五年四月一七日(同右)。

〔36〕「合資会社大蒙公司設立要綱案」初案、作成者不明、一九三五年(同右)。

〔37〕「合資会社大蒙公司設立要綱案」関東軍參謀部第二課、一九三五年五月二八日(同右)。

〔38〕「大蒙公司設立ニ関スル協議事項」合名会社大倉組、一九三五年六月一五日(同右)。

〔39〕「大蒙公司ニ関スル協議会」合名会社大倉組、一九三五年七月一六日(同右)。

〔40〕関東軍參謀長「大蒙公司設立ノ件通牒」関東地発第四三八号、一九三五年八月二〇日(同右)。

〔41〕河野久太郎「関東軍參謀長宛上申書」大蒙公司、一九三五年八月二五日(同右)。

〔42〕河野久太郎「関東軍司令部第二課長宛事業経過報告書」大蒙公司、一九三五年二月三一日(同右)。

〔43〕「池田龍雄より川口市之助宛書簡」大蒙公司奉天出張所、一九三五年一月二九日(同右)。

〔44〕川口市之助「察東軍食料品調達ノ件」大蒙公司ドロン出張所、一九三五年一月二二日(同右)。

〔45〕川口市之助「蒙古軍政府設立ニ伴フ施設ノ件」大蒙公司ドロン出張所、一九三六年一月八日(同右)。

〔46〕「河野久太郎より川口市之助宛返信」大倉組支那部、一九三六年一月二一日(同右)。

〔47〕「川口市之助より河野久太郎宛報告」大倉商事奉天出張所、一九三六年二月二七日(同右)。

〔48〕石田健一郎「大蒙公司ノ件」大倉組支那部、一九三六年九月二一日(同右)。

〔49〕川口市之助「阿片專買ノ経緯」大蒙公司張北出張所、一九三六年(同右)。

〔50〕川口市之助「所謂綏遠工作ト大蒙公司」大蒙公司張北出張所、一九三六年一〇月(同右)。

〔51〕川口市之助「張北軍用製粉工場ノ件」大蒙公司張北出張所、一九三六年一〇月二九日(同右)。

〔52〕「川口市之助より石田健一郎宛報告」大蒙公司張北出張所、一九三七年一月五日(同右)。

〔53〕大蒙公司「昭和十一年度營業経過並二十二年度ニ於ケル施設概要」(同右)。

〔54〕「川口市之助より門野重九郎・河野久太郎宛報告」大蒙公司ドロン出張所、一九三五年二月二九日(同右)。

〔55〕注〔47〕参照。

〔56〕注〔49〕參照。

〔57〕川口市之助「阿片ノ件」大蒙公司張北出張所、一九三七年四月一四日（同右）。

〔58〕「川口市之助宛電報」大倉組支那部、一九三七年四月一四日（同右）。

〔59〕「川口市之助より大倉組重役席宛電報」大蒙公司張北出張所、一九三七年四月二二日（同右）。

〔60〕永井忠一「川口市之助宛電報」大蒙公司張北出張所、一九三七年六月二七日（同右）。

〔61〕「察哈爾塩務統制私見」大蒙公司張北出張所、一九三六年二月二三日（同右）。

〔62〕関東軍參謀部「察哈爾産塩統制ニ関スル件」一九三六年三月五日（同右）。

〔63〕「蒙塩一手取扱ノ件」大蒙公司張北出張所、一九三六年（同右）。

〔64〕同右。

〔65〕「蒙塩ノ一手取扱ニ関スル件」大蒙公司張北出張所、一九三六年八月三〇日（同右）。

〔66〕「塩専売実施要領」大蒙公司張北出張所、一九三六年一〇月一八日（同右）。

〔67〕川口市之助「塩専売ノ件」大蒙公司張北出張所、一九三七年一月二八日（同右）。

〔68〕「大蒙公司張北出張所宛電報」大倉組支那部、一九三七年三月一日（同右）。

出張所、一九三七年一月四日（同右）。

〔70〕川口市之助「亜麻仁（支那名胡麻）専売ノ件」大蒙公司張北出張所、一九三六年（同右）。

〔71〕川口市之助「胡麻専売ニ関スル件」大蒙公司張北出張所、一九三六年八月三〇日（同右）。

〔72〕川口市之助「胡麻専売弁法大綱」大蒙公司張北出張所、一九三六年一〇月二四日（同右）。

〔73〕チャハル盟公署「胡麻専売暫行弁法」一九三七年一月（同右）。

〔74〕チャハル盟公署「胡麻専売ニ関スル布告」一九三七年一月（同右）。

〔75〕注〔53〕參照。

〔76〕大蒙公司「第貳回營業報告書」一九三六年九月三〇日現在（同右）。

〔77〕注〔53〕參照。